

[I] 登記又は供託に関する申請、審査請求又は抵当証券の交付の代理

種 別	報 酬 額	基 本 報 酬 額	手 続 報 酬
(1) 所有権の登記			
1. 保存	課税標準価格が 1,000万円まで 1,000万円を超えるもの 1,000万円までごとに 1億円を超えるもの 1,000万円までごとに	5,870円以上 2,420円以上 1,740円以上	7,720円以下 2,810円以下を加う 2,130円以下を加う
2. 移転	課税標準価格が 500万円まで 1,000万円まで 1,000万円を超えるもの 1,000万円までごとに 1億円を超えるもの 1,000万円までごとに	13,060円以上 15,480円以上 2,420円以上 1,740円以上	16,200円以下 19,170円以下 2,810円以下を加う 2,130円以下を加う
3. 更正、抹消、その他		9,460円以上	12,090円以下
4. 名義人表示変更、更正		3,610円以上	4,680円以下
			1件 2,400円
(2) 所有権以外の登記			
1. 用益権又は担保権の設定 若しくは債権額の増加 (鉱害賠償登録を含む)	課税標準価格が 500万円まで 1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円を超えるもの 1億円までごとに	11,210円以上 13,640円以上 19,660円以上 25,580円以上 1,740円以上	14,220円以下 16,940円以下 24,030円以下 31,110円以下 2,130円以下を加う
2. 処分、移転		8,300円以上	10,630円以下
3. 変更、更正、抹消、その他		4,780円以上	6,040円以下
4. 名義人表示変更、更正		3,610円以上	4,680円以下
			1件 2,400円
備 考			
<p>(1) 課税標準価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格を500万円とみなして算出する、ただし、担保権については債権額を課税標準価格とみなす。</p> <p>(2) 船舶・農業用動産抵当・建設機械・企業担保権に関する登記及び鉱害賠償登録に関する登記の報酬額は、不動産登記の報酬額による。</p> <p>(3) ①不動産登記法第100条第2項の規定による区分建物の所有権保存の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものにあつては、9,610円以上11,260円以下、その他のものにあつては3,590円以上4,170円以下を加算する。</p> <p>②区分建物の所有権移転の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものに限りに、9,610円以上11,260円以下を加算する。</p> <p>(4) 不動産の登記で不動産の個数が1個を超える分については、1個について970円を加算する。</p> <p>(5) 依頼者の要請により、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続の説明、申請内容の確認、登記申請人の申請意思の確認等を行う連件一括処理事案（例えば、既登記担保権の解除、所有権移転、新担保権の設定）を受託した場合は、個々の事件の基本報酬と手続報酬の合計額に、さらに15%以内の金額を加算することができる。</p>			

(3) 財団の登記			
1. 所有権保存		54,900円以上	65,680円以下
2. 分割、合併		23,830円以上	28,980円以下
3. 目録の変更		12,380円以上	15,580円以下
			1件 4,900円

(4) 抵当証券の交付		42,960円以上	51,600円以下
			1件 4,900円

(5) 商業又は法人の登記				
1. 本店（主たる事務所を含む。） 所在地における登記 (イ) 設立（合併又は組織変更による設立を含む。）	課税標準価格が	500万円まで	22,670円以上 27,620円以下	1件 4,900円
		1,000万円まで	27,430円以上 33,150円以下	
	5,000万円まで	33,440円以上 40,240円以下		
	1億円まで	41,210円以上 49,460円以下		
	1億円を超えるもの	1億円までごとに	11,350円以上 13,390円以下を加う	
	課税標準価格がないもの		26,260円以上 31,790円以下	
(ロ) 外国会社の事務所の新設 （営業所設置を含む。）			20,240円以上 24,710円以下	1件 4,900円
(ハ) 会社の資本の増加 （合併による増加の場合を除く。）	課税標準価格が	500万円まで	10,630円以上 13,440円以下	1件 4,900円
		1,000万円まで	15,480円以上 19,170円以下	
		5,000万円まで	17,910円以上 21,890円以下	
		1億円まで	20,240円以上 24,710円以下	
		1億円を超えるもの	1億円までごとに	
(ニ) 合併 （合併による設立を除く。）	課税標準価格が	500万円まで	10,630円以上 13,440円以下	1件 4,900円
		1,000万円まで	15,480円以上 19,170円以下	
		5,000万円まで	17,910円以上 21,890円以下	
		1億円まで	20,240円以上 24,710円以下	
		1億円を超えるもの	1億円までごとに	
	課税標準価格がないもの		9,460円以上 12,090円以下	
(ホ) 転換社債の発行			14,800円以上 18,400円以下	1件 4,900円
(ヘ) 会社の資本の減少、 株式の譲渡の制限、 会社の解散、会社の継続、 清算の終了			10,050円以上 12,760円以下	1件 4,900円
(ト) 会社の本店移転、 商号又は目的の変更、 商号（仮登記を含む）、 新所在地における支店の 登記			8,300円以上 10,630円以下	
(フ) 社員、役員、支配人等の 選任及び変更			7,690円以上 9,630円以下	1件 2,400円
(リ) その他の登記			4,100円以上 5,360円以下	1件 2,400円
2. 支店（従たる事務所を含む） 所在地における登記			2,930円以上 3,910円以下	1件 2,400円
(6) 供託	目的価格が	100万円まで	2,160円以上 2,840円以下	1件 2,400円
	100万円を超えるもの	100万円までごとに	1,550円以上 1,740円以下を加う	
(7) 審査請求			10,630円以上 13,440円以下	1件 4,900円

[Ⅱ] 裁判所等に提出する書類の作成等

事 件 の 種 類	目 的 価 格	基 本 報 酬 額	書 類 作 成 報 酬
1. 訴状(手形・小切手訴訟によるものを除く。)・答弁書・準備書面	30万円まで	10,090円以上 12,030円以下	正本1枚 4,750円 その他1枚 480円
	100万円まで(目的価格の無いもの)	14,950円以上 17,660円以下	
	300万円まで	16,890円以上 19,900円以下	
	300万円を超えるもの	100万円ごとに 970円以上1,060円以下を加う	
2. 督促手続申立書、手形・小切手訴訟による訴状	30万円まで	8,930円以上 10,580円以下	
	100万円まで(目的価格の無いもの)	13,680円以上 16,210円以下	
	300万円まで	15,240円以上 17,960円以下	
	300万円を超えるもの	100万円ごとに 770円以上 870円以下を加う	
3. 民事執行・民事保全・破産手続申立書	30万円まで	9,610円以上 11,260円以下	
	100万円まで(目的価格の無いもの)	14,360円以上 16,990円以下	
	300万円まで	16,010円以上 18,930円以下	
	300万円を超えるもの	100万円ごとに 870円以上 970円以下を加う	
4. 審判・調停・即決和解・非訴手続申立書	30万円まで	9,610円以上 11,260円以下	
	100万円まで(目的価格の無いもの)	13,200円以上 15,630円以下	
	300万円まで	14,850円以上 17,470円以下	
	300万円を超えるもの	100万円ごとに 870円以上 970円以下を加う	
5. その他の雑事件			
1. 文案を要するもの		9,610円以上 11,260円以下	正本1枚4,750円 その他1枚480円
2. 文案を要しないもの	1 枚		970円
6. 書類の提出代行			1,740円

[Ⅲ] その他の書類の作成等

事 件 の 種 類	基 本 報 酬 額	書 類 作 成 報 酬
(1) 国籍に関する書類の作成		
1. 帰化申請書	54,900円以上 65,680円以下	1件 4,900円
2. 国籍取得の届出書	19,080円以上 23,350円以下	
3. 国籍離脱の届出書	7,040円以上 9,270円以下	
(2) その他の書類の作成		
1. 文案を要するもの	1 枚	4,750円
2. 文案を要しないもの	1 枚	970円
(3) その他		
1. 他人作成の提出書類の調査	1 枚	480円
2. 登記又は供託に関する申請書類の作成	報酬額の	70%以内
3. 登記又は供託の申請行為の代理	報酬額の	50%以内
4. 謄抄本、登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑証明の請求及び受領	1 通	970円以内
5. 登記簿閲覧(登記の申請手続きの代理又は申請書類の作成若しくは申請行為の代理に関する場合を除く。)	1 用 紙	970円

[IV] 相談

事 件 の 種 類	基 本 報 酬 額
(1) 個別的相談 (受託事件を伴う場合を除く)	1 時 間 3,590円
(2) 継続的相談 (月を単位とした継続的相談に 応じる場合)	月 額 23,980円以内

[V] 相談

事 件 の 種 類	基 本 報 酬 額
(1) 日 当	平日（2時間を超え4時間までの場合） 24,270円以内 依頼者の要請により事件処理で出張した場合 1日（4時間を超える場合） 48,540円以内
(2) 旅 費	同 上 実 費（鉄道はグリーン車、船は特等）
(3) 宿 泊 費	同 上 実 費

- 総則
- この報酬額基準は、司法書士の受ける報酬の基準額を定めたものである。
 - 特に複雑困難な相談に関する事件については、その複雑困難さの程度に応じて、7,180円以内の金額を加算することができる。
 - 嘱託人に資力の無いとき又は災害等特別な事情があるときは、この基準を適用しない。

（注）この報酬には、消費税及び地方消費税相当分は含まれておりません。